名　　称　橘港小勝島南方第五号灯標
位　　置
　所　在　地　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約六・九キロメートル）
　北　　緯　三三―五一―〇三
　東　　経　一三四―三九―〇一
変更した事項
　高　　さ　平均水面上から構造物の頂部まで四・四メートル　平均水面上から灯火まで四・三メートル
変更年月日　平成二十六年十月九日
記　　事　一時撤去中のところ高さ変更のうえ復旧

名　　称　鵜戸埼灯台
位　　置
　所　在　地　宮崎県日南市（鵜戸埼）
　北　　緯　三一―三八―四四
　東　　経　一三一―二八―〇五
変更した事項
　灯　　質　群閃白光　毎六秒に二閃光
　光　　度　実効光度三九〇カンデラ
　光　達　距　離　七・五海里
変更年月日　平成二十六年十月九日

○東北地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月三日

東北地方整備局長　縄田　正

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　宮城県宮城郡松島町根廻字桐田一五番一から東松島市川下字内郷一三一番四二まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月六日

○北陸地方整備局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月三日

北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年北陸地方整備局告示第八十六号富山高岡広域都市計画都市高速鉄道事業あいの風とやま鉄道線及び西日本旅客鉄道高山線

三　事業施行期間　自平成十七年六月二十七日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

　収用の部分　変更なし

　使用の部分　なし

名　　称　戸賀港南消波堤灯台
位　　置
　所　在　地　秋田県戸賀港（南消波堤外端）
　北　　緯　三九―五七―〇六
　東　　経　一三九―四二―二六
変更した事項
　光　　度　実効光度七八カンデラ
　光　達　距　離　五・〇海里
変更年月日　平成二十六年十月十日

名　　称　敦賀港鞠山防波堤仮設灯台
位　　置
　所　在　地　福井県敦賀港第二区（敦賀港鞠山防波堤外端）
　北　　緯　三五―四〇―四六
　東　　経　一三六―〇三―三〇
変更した事項
　位　　置
　　所　在　地　福井県敦賀港第二区（敦賀港鞠山防波堤外端）
　　北　　緯　三五―四〇―四六
　　東　　経　一三六―〇三―二二
変更年月日　平成二十六年十月十日

○近畿地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月三日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年近畿地方整備局告示第九十号相楽都市計画道路事業三・一・十七号東中央線及び三・五・十三号木津加茂線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月二十九日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

　収用の部分　平成二十三年近畿地方整備局告示第九十号の事業地のうち京都府木津川市大字木津小字初田、大字鹿背山小字青渕及び鹿背山青渕を削除し、京都府木津川市鹿背山鹿口、鹿背山西大平、鹿背山東大平、鹿背山当田、鹿背山塩田、木津東小林、木津白口、山城町上狛森ノ前及び山城町上狛洞ヶ谷地内において事業地を変更する。

　使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月三日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百九十一号　下関市汐入町一二二九番六から同市武久町二丁目五八五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月三日

○東京都公安委員会告示第三十三号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十七年二月十日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十七年二月三日

東京都公安委員会委員長　仁田　陸郎

一　名称　松葉会

二　主たる事務所の所在地　東京都台東区西浅草二丁目九番八号

三　代表する者の氏名　荻野義朗

四　代表する者の住所　群馬県高崎市高関町三百十六番地

五　指定番号　三〇一五―一（平成二十四年二月三日東京都公安委員会告示第三十一号により公示した指定番号三〇一二―一）

○福岡県公安委員会告示第二十九号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十七年二月十日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十七年二月三日

福岡県公安委員会委員長　藤本　昭

一　名称　三代目福博会

二　主たる事務所の所在地　福岡県福岡市博多区千代五丁目十八番十五号

三　代表する者の氏名　金　寅純

四　代表する者の住所　福岡県福岡市東区唐原四丁目十四番八号

五　指定番号　九〇一五―一（平成二十四年二月三日福岡県公安委員会告示第二十三号により公示した指定番号九〇一二―一）